

第9回 尼崎らしいまちづくりのルールを考える市民懇話会

次 第

日 時 平成27年6月14日(日)午後1時30分から
場 所 小田地区会館大会議室

1 事務局あいさつ

2 名倉先生話題提供 「住民投票制度について」

3 グループワーク 「住民投票制度について」

- ・どのような案件に直接意思表示したいか
- ・常設型住民投票のメリット、デメリットについて
- ・常設型住民投票を制度化とした場合の要件について

4 振り返りシート記入

5 次回のご案内

日 時：平成27年9月13日(日)午後1時30分から午後4時まで

場 所：小田地区会館大会議室

テーマ：これまでの意見(全体)の共有

振り返り(尼崎の住民自治において大切なこと)

以 上

テーマ「協働のまちづくりを進めていくための行政の組織や職員のあり方などについて」

第8回(H27.5.10) 尼崎らしいまちづくりのルールを考える市民懇話会が出た意見のまとめ

◆求める職員の資質①とそれを支える組織体制②

① 職員はどのような姿勢、資質であれば良いか	② 組織はどのような体制、動き方であれば良いか
<p>公正かつ公平な考えで業務を遂行する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公正な考えをお持ちで尼崎に愛着を持てる方 ・無理が通って道理が通らなくならないようにする ・「硬さ」も大事にする ・公平性を持って、相手、それぞれの立場に立って考えてほしい <p>精神的にタフになる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泣かない 	<p>公平、平等な組織をつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公平であること、少しは硬い存在であることも必要かと思う ・公平性をもって判断する立場 ・公平性と平等性のコーディネート ・機密性と風通しの両立 <p>職務に専念できるように職員を守る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無理が通らないように住民と接する窓口の担当者を守ってあげられるような組織づくり ・外的圧力に負けないような組織づくり
<p>誠実に市民と向き合い、市民の目線に立つ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誠実に市民に向き合う ・業務の先に市民の顔を思い浮かべてほしい ・市民の目線に立つ ・他者を理解する姿勢 	<p>市民の目線に立ち、地域とつながる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の目線に立つ ・地域とのつながりを大事にする ・ゴミ収集や公園管理を丸投げせず、地域の情報を聞き出す ・市民と話をする機会を持つ
<p>傾聴力を身につける</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の話をよく聴き、理解し対応する ・とにかく相手の話をよく聴く ・市民との対話、会話→理解 <p>丁寧な説明を心がける</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状、理由などを丁寧に伝える ・丁寧に説明する ・詳しく説明する人と違う人がいる（背景の理解） ・つけんどんにしない <p>コミュニケーション能力を磨く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員一人ひとりがユニークな存在になる ・高いコミュニケーション能力 ・気軽に相談できる雰囲気 ・カウンセラーの役割 <p>普段から市民と交流・意見交換する機会を持つ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の方の意見を聴きたいという気持ちを持つ このような場に市で働く方が出てくる研修があっても良いなと思う <p>市民と人間関係を築く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛が大事。人間関係の構築が先。 ・相互の立場にお互いが立つ姿勢 ・職員は3～5年で異動してしまうので地域のつながりをつくる 	<p>地域に積極的に入り、実情を理解する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動見学 ・地域の特性を理解する
<p>担当業務に関する知識やスキルを向上させる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門資格 <p>自分の仕事に対して責任感を持つ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分の仕事の自覚を持つ ・委託者としての責任を（ゴミ収集とか） ・市民の安全と安心を守るために仕事をしているとの姿勢、資質が問われる ・一人ひとりの志 ・尼崎市の顔としての自覚を持つ ・使命感、誇り、熱意を持って臨んでほしい <p>勤務地をより良くするという強い思いを持つ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務地の発展を常に考える ・尼崎に住んで他市より良い市にするために情熱を傾ける 	<p>担当業務に関するスキルアップの仕組みをつくり、人材を育成する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育をしっかり ・研修、自己研鑽 ・自分の課のお勉強 ・各部署でのスペシャリストをつくる

① 職員はどのような姿勢、資質であれば良いか	② 組織はどのような体制、動き方であれば良いか
<p>前例にとらわれず、柔軟な考えで対応する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公正でありつつも柔軟な姿勢も望みます ・できない理由ではなく、やる方法を考える ・評論家ではなく行動家であってほしい ・思考停止にならない（想像力） <p>自分の考えをきちんと上司等に伝える</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良いと思う取組を発信する（自分の意見を上に言う） 	<p>前例にとらわれず、時代に合わせて見直しをする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ずっと同じ体制ではなく、時代に合った改革 ・時代の変化に合わせて、柔軟に「決まり」を見直すことのできる組織 ・「決まり」を見直す勇気 ・できない理由を考えるより、どうすればできるかを考える ・尼崎の現状を分析し、課題をクリアするために改革する姿勢、情熱を全職員が共通に持つ ・「例え」であってもどうしたら動きやすいかを伝える <p>職員の行動に対してバックアップができるような風通しの良い体制をつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風通しの良いバックアップ体制 <p>自発性が育めるような組織風土をつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理解することが責務ではなく、自発的に知ろうとする風土づくり <p>積極的な行動を評価する仕組みをつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減点主義ではなく加点主義 ・職員のやる気を引き出し、チーム力を発揮できる組織 ・職員のやる気を生かす ・職員のやる気をつぶさない <p>意見が言いやすい体制をつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上から下ではなく、下から上へ意見が言えるような体制。委託業者から地域の情報を聞いてほしい
<p>自分の仕事以外のこと、市全体の取組や方向性を知る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の課のことをよく知る <p>コーディネータ力を磨く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の要望に対してコーディネーター役を発揮してほしい ・コーディネータ力 	<p>旧態依然とした縦割り行政にならないようにする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・縦割りの体制の改善 ・縦割りの弊害を打破する組織 <p>自分の部署だけにとどまらない幅広い知識や経験を持つ人材を育成する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合窓口的な幅広い知識を持った人材の育成 ・他の課のお勉強 ・関連する他課のことをよく理解できる体制 ・市民の要望をトータル的に案内する <p>他課との連携を強化するなど横のつながりをつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他課との連携 ・縦割りだけでなく、横のつながりも取り入れる ・横割り組織 ・ななめ課（少しずつでも横断的な組織を目指してほしい） <p>職員の部門間の交流が積極的に行える体制をつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の方々の部門間交流があれば良いと思う ・市役所の職員同士の交流 <p>部署や役職にとられないチーム編成をする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クロスファンクショナルチームの活用（部署や役職にとらわれず課題解決のために必要な人材を集めて構成されるチーム） <p>行政がコーディネーターの役を担えるような体制をつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の要望をかなえるためにコーディネーターができる体制、動き方が大事 ・横のつながりをつくることのできる、またコーディネーター的な動きのできる職員を育成できるような体制
	<p>人事異動による弊害を意識して、それを低減する方策を考える</p> <p>人事異動の結果、様々な事象が起こっているので熟考してほしい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異動がなくて話がスムーズに進む ・異動により一からの関係づくりが必要 ・異動により物事が動いた（経験値、力量の違い）
<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資質はどうにもならないので職員採用の際の面接で人選をお願いしたい ・この懇話会の企画運営のスタッフの方と同じ思いの方が1人でも増えればと思う ・西宮や芦屋に負けたくないので尼崎ブランドで考える ・職員は尼崎に住んでもらいたい ・参加する 	<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の業務委託先に対して市民からの「通信簿」を ・外注業者に対する「通信簿」、議員に対する「オンブズマン」 ・愛着 ・自覚する ・共通理解 ・立命館茨木キャンパスは、学校の前の芝生は市のもの、また建物の1階は市、2階からは立命館のものになっている。こういう風にクロスして開かれていくとどちらにとっても良いなと思う。

◆職員や市役所と良好な関係をつくっていくために必要なこと

③ 職員や市役所と良好な関係をつくっていくために必要なこと

できるだけ話し合いの場を持つ

- ・数多くの懇話の場を持つ
- ・言いたいことを率直に言い合う
- ・話しあう機会をつくる
- ・話をよく聴き、お互い分かりあう

お互いの目線に立ち、気持ちを考える

- ・市民、行政・お互いの考えを理解する
- ・お互いに一方的な見地に立たない
- ・行政職員も人間である、育てる気持ちを持つ

市民、行政それぞれ責任感を持ち、互いの特性を活かす

- ・行政は法や条例に基づき仕事をしているため、市民と行政は対等の位置付けでそれぞれの特性を尊重して応分の責任を持って動くことが大事

市民の力を積極的に借りる

- ・行政から市民にしてほしいことをリクエストするのも良い
- ・職員の立場を理解している市民へリクエストをしてはどうか

市役所と市民の間の壁を低くする

- ・市役所は何かあれば気軽に行ける場所であってほしい

対等な関係で付き合い、友達になる

- ・まずは人と人として交わる
- ・人間と人間の血の通った関係をつくる
- ・気軽に相談できる関係
- ・お互いの顔を知っている関係をつくる
- ・友達になるのが1番早いと思った

主体者としての意識を持つ

- ・消費者（税金を払っているから何とかしろという立場）ではなく、主体者としての意識を持つ
- ・お願いばかりではなく、お互い何ができるか
出来ない部分を補い合って物事を進め、解決していく

その他

- ・職員の方々が良い方向へ向かうと自然と住民も良くなっていくと思う
- ・できることはできる、できないことはできるように考える

意見交換の各テーマの関係性イメージ

～自治を進める上において必要なテーマで、意見交換を行います～

住民自治の推進

情報の共有 <第3回>

市政の情報

市民活動・地域の情報

市政への参画

<第4回>

住民投票 <第9回>

身近な地域での自治

(地域コミュニティの活性化)

<第5,6回>

今日はここ!

各主体の権利と責務 <第7回>

行政

市民
個人

町会

市民
団体

事業
者等

市民

付託を受けて運営

住民自治を支える姿勢

行政運営 <第8回>

(団体自治に関する主要な事項)

平成27年6月14日

住民投票制度について

弁護士 名 倉 大 貴

1 住民投票制度の意義

- ・ 間接民主制（議員を選び、その議員が決定していく）が原則。
- ・ 選挙時にはなかった争点、別の問題に対する判断
→住民投票が有効な場合もありうる。
- ・ 住民自治の促進、市民の市政参加への意識の向上

2 住民投票制度の種類

(1) 憲法に基づく制度

- ア 一の地方公共団体のみに適用される特別法の制定に係る住民投票（憲法95条）
- イ 憲法改正の承認に係る国民投票（憲法96条）

(2) 法律に基づく制度

- ア 地方自治法に基づく住民投票
 - ・ 議会の解散請求（有権者総数の1/3の連署+住民投票での過半数の同意）
 - ・ 議員、長の解職請求（有権者総数の1/3の連署+住民投票での過半数の同意）
- イ 市町村合併特例法に基づく住民投票
 - ・ 合併協議会の設置に係る住民投票
- ウ 大都市地域特別区設置法に基づく住民投票
 - ・ いわゆる「大阪都構想」の住民投票

(3) 条例に基づく制度

- ア 個別設置型（その都度条例を制定）
 - ・ 住民は、有権者総数の1/50以上の連署による直接請求により、「住民投票条例」の制定を請求できる。
 - ・ 議員（1/12以上の賛成等）、長（条例案の制定）も発議可能。
 - ・ 議会で条例案が可決されれば、条例が制定され、住民投票が実施される。
例）新潟県巻町→全国初の条例に基づく住民投票（原発設置の賛否）
- イ 常設型
 - ・ あらかじめ住民投票に必要な要件を条例で定めておき、要件を満たした場合に実施する。
例）愛知県高浜市→有権者の3分の1の連署をもって住民投票を請求できる。

3 住民投票制度の問題点

(1) 何を決めるか

例)

- ・市町村合併の是非・枠組み
- ・原子力発電所の建設
- ・基地の建設，自衛隊配備の是非
- ・産業廃棄物処理施設の設置
- ・可動堰の設置
- ・住民が利用する施設の建設
- ・道路計画の見直し
- ・市立小中学校へのエアコン設置の是非

(2) 個別設置型か，常設型か

- ・メリット，デメリットの検討

(3) 住民投票の結果の拘束力

- ・多くは，「尊重義務」まで

(4) 発議に要する署名の数

- ・議会の解散請求，議員又は町の解職請求の場合とのバランス？

(5) 投票資格

- ・通常の選挙と同じでよいか？

(6) 投票の成立要件

- ・一定以上の投票率が必要と考えるか？

(7) その他

- ・住民による判断のための情報提供の手法？

以 上



今日の目的（ゴール）

名倉先生の話題提供の内容を踏まえた上で、どのようなことに直接意思表示をしたいか、また常設型住民投票のメリット・デメリット、常設型住民投票を制度化するとした場合の要件について、様々な視点から意見交換を行い、意見交換を経ての考えを「振り返りシート」に書き落とします。



進行予定

	内容	時間
説明	事務局より進め方、グラドルールについて	10分
第1セッション	「どのようなことに直接意思表示をしたいか」について意見交換 <ul style="list-style-type: none"> ・簡単に自己紹介（1人20秒・名前と属性くらい） ・テーブルホスト役を各班1人決めます ・付箋に意見を書き出しましょう（できるだけ多く） ・書いたことを口にしながら模造紙に貼っていきます（似た意見を集めながら） ・各自、どうしてそのように思うのか意見交換します 	20分
移動	テーブルホスト1人を残して、他のメンバーは別のテーブルへ	5分
第2セッション	「常設型住民投票のメリット・デメリット」について意見交換 <ul style="list-style-type: none"> ・簡単に自己紹介（1人20秒・名前と属性くらい） ・テーブルホストは、第1セッションで出た意見を紹介します ・新しいメンバーは、自分のグループで出された意見を紹介し、お互いに関心したことなどを話し合います ・大事ななと思ったことがあれば付箋に書いて貼りましょう ・続いて、付箋に「常設型住民投票のメリット・デメリット」を書き出しましょう（できるだけ多く） ・書いたことを口にしながら模造紙に貼っていきます（似た意見を集めながら） ・各自、どうしてそのように思うのか意見交換します 	25分
移動	テーブルホスト1人を残して、他のメンバーは別のテーブルへ	5分
第3セッション	「常設型住民投票を制度化するとした場合の要件」について意見交換 <ul style="list-style-type: none"> ・簡単に自己紹介（1人20秒・名前と属性くらい） ・テーブルホストは、第2セッションまでに出た意見を紹介します ・新しいメンバーは、自分のグループで出された意見を紹介し、お互いに関心したことなどを話し合います ・大事ななと思ったことがあれば付箋に書いて貼りましょう ・続いて、付箋に「常設型住民投票を制度化するとした場合の要件」を書き出しましょう（できるだけ多く） ・書いたことを口にしながら模造紙に貼っていきます（似た意見を集めながら） ・各自、どうしてそのように思うのか意見交換します 	35分

グループワークのすすめかた



ワールドカフェとは・・・

「知識や知恵は、機能的な会議室の中で生まれるのではなく、人々がオープンに会話を行い、自由にネットワークを築くことのできる『カフェ』のような空間でこそ創発される」という考えに基づき、コミュニケーションの手法です。

何かひとつの結論を出すことや、議論することが目的とするのではなく、様々な人の考え方に触れて、一人ひとりが「気づき」を得ることができる場をつくります。様々な企業や団体、コミュニティで、研修や組織の活性化などに活用されています。



カフェのルール

◆意見をまとめたり、議論するための場ではありません

正解や間違いはありませんので、テーマに関連して、感じたこと・思いついたことを気楽かつ自由に話してください。

◆発言は順番をお願いします

他のメンバーの発言をさえぎったり、同時に話したりするのは控えてください。

◆職種、役職は抜きにして、リラックスして対話を楽しみましょう

他のメンバーの意見を否定したり、誰かを責めたりするのは控えてください。

◆自分に何ができるか考えましょう

できるだけ「〇〇に××をしてほしい」といったお願いだけに偏らないようにしてください。

◆付箋にはプロッキーで簡潔に書きましょう

アイデアや思いついたことは、他のメンバーにも読みやすいように簡潔にまとめて書いてください。



テーブルホストは・・・

同じテーブルに残り、自分のテーブルで話された内容を新しいメンバーに説明しましょう。

住民投票について

●住民投票制度とは

住民投票制度は、市政運営上の重要事項について、直接、住民の意思を確認するもので、議会制間接民主主義を補完し、住民の意思を把握するための手段として制度化されている例があります。具体的実施事例としては、市町村合併や産業廃棄物処分場の建設、原子力発電所関係など、当該自治体における重要案件が対象となっています。

●今、尼崎市において住民投票を実施するには？

尼崎市において、市政運営上の重要な事項が生じた場合に、市民がその是非を問う住民投票を住民の発意によって実施するためには、地方自治法第74条の規定に基づく直接請求による「(当該事項に関する)住民投票条例」の制定請求と当該条例案の議決が必要となります。

地方自治法第74条第1項(抜粋)

第74条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者(以下本編において「選挙権を有する者」という。)は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求をすることができる。

●直接請求による「住民投票条例の制定請求」(個別型)

直接請求による「住民投票条例の制定請求」を行うには有権者の50分の1(2%)の署名をもって市長に請求することとなります。(尼崎市の有権者数は現在、約38万人なので、7,500人程度となります。)

市長はこの請求を受けて、「住民投票条例」を議会に提案することとなります。議会がこの条例が可決されれば住民投票実施となり、否決されれば住民投票は実施されないこととなります。

なお、一般的に次のようなメリットやデメリットがあるとされています。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none">・個別案件ごとに、投票の必要性について検討するため、制度の濫用を防止できる	<ul style="list-style-type: none">・その都度、議会の議決を要するため実施までに時間を要する・議会がそもそも住民の意向と対立した意見を鮮明にしている場合には、住民投票条例が否決されてしまうこととなる・同一の案件であっても、争点が変わると改めて署名を集めるところから始めなければならない

●常設型住民投票条例

個別案件ごとに、その都度議会の議決を得て住民投票条例を設ける直接請求による制度に対し、一定の住民発議の要件を満たした場合に、個別に議会の議決を経ずに実施する住民投票の制度を「常設型住民投票制度」といいます。

平成 12 年に愛知県高浜市が全国初となる常設型「住民投票条例」を制定し、当該条例においては、「当該投票資格者名簿に登録されている者は、市政運営上の重要事項について、その総数の 3 分の 1 以上の者の連署をもって、住民投票を請求することができる」旨が規定されています。

なお、一般的に次のようなメリットやデメリットがあるとされています。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none">・一定以上の署名を集めることで、議会の議決を経ないで、確実に住民投票が実施できる・要件を満たせば住民投票を実施することになるため、発議または請求から実施までに要する期間が比較的短い	<ul style="list-style-type: none">・制度の濫用を招く可能性がある・頻繁に実施された場合大幅な経費負担を強いられる・問題が成熟していなくても住民投票にかけ得る・投票の対象とする、または対象としない案件を定めるなど制度設計が困難

●住民投票結果の取扱い

住民投票の結果を実際の市政運営にどのように反映させるかは、首長、議会の判断となります。投票結果が、首長、議会を拘束する仕組みを住民投票条例に規定することは、違法であるとするのが通説であり、住民投票の結果を「尊重する」と規定するのが一般的となっています。

●運用上の課題（法解釈上の疑義と課題の実例）

- ・主権者の意思を直接問う住民投票は一見、魅力的な制度に映るが、間接民主制、いわゆる議会制民主主義を形骸化しかねない
- ・住民投票を実施し、地域優先で物事を決めてしまった場合に、国全体から見る視点が欠けてしまう危険性がある

第9回 尼崎らしいまちづくりのルールを考える市民懇話会「振り返りシート」

氏名_____

(1)名倉先生の話提供及びグループでの意見交換を経てのお考えをお書きください。

① 常設型住民投票条例を必要と思うか、不要と思うか、またその理由

② 住民投票を実施するとしたらどのような案件を対象としたいか

③常設型住民投票を制度化するとした場合の要件

(発議に要する署名数)

(投票資格)

(裏面あり)

(投票成立要件)

(投票に至るまでにすべきこと)

(2)本日の懇話会で感じたことなどがありましたらご自由にお書きください。

(3)各地区開催のタウンミーティングについて

本市は地区ごとに様々な特色、地域性があることから、より幅広い市民の方から多様な意見をお聴きし、今後のルールづくりに活かすことを目的に、市内6地区において地域コミュニティをテーマとした「尼崎らしいまちづくりのルールを考えるタウンミーティング」を開催します。お友達をお誘いの上、ぜひご参加ください。

なお、会場設営の関係上、参加予定者数を把握させていただきたく、懇話会メンバーのみなさんにおかれましては、ご参加いただける日程の枠内に「○」をご記入ください。

開催日	会場	参加
平成27年7月11日(土)	園田公民館ホール	
平成27年7月18日(土)	武庫地区会館ホール	
平成27年7月25日(土)	立花地区会館ホール	
平成27年8月1日(土)	大庄地区会館ホール	
平成27年8月29日(土)	中央地区会館大ホール	
平成27年8月30日(日)	小田地区会館ホール	

時間：午後1時30分から午後4時まで

(7/18 武庫地区のみ午後2時30分から午後5時まで)

ご協力ありがとうございました。